

令和3年度 第3回江陵中学校区 学校運営協議会 議案書

日 時 令和3年12月21日(火) 18:00～
場 所 江陵中学校 1階 会議室

1 会長挨拶

2 経過報告(事務局)

- (1) 6月 3日(木) 第1回学校運営協議会[書面]
- (2) 6月15日(火) 18:00～ 事務局会議(第2回学校運営協議会に向けて)
[対面(出席者:佐藤会長・第一小 鎌田教頭・第二小 土谷教頭・江陵中 櫻井教頭)]
- (3) 7月15日(木) 18:00～ 第2回学校運営協議会[対面]
- (4) 9月13日(月)～17日(金) 家庭学習週間(小中連携部会)
- (5) 10月 5日(火) 7:40～8:00 交通安全街頭指導[740運動](教育支援部会)
- (6) 11月15日(月)～19日(金) 家庭学習週間(小中連携部会)
- (7) 12月 8日(水) 10:00 第3回議案打合せ(佐藤会長・河村校長・櫻井教頭)
- (8) 12月21日(火) 第3回学校運営協議会[対面]

3 全体協議

- (1) 【確認】本会における今後の江陵中学校区CS体制に関する方向性について
前回会議において「江部乙中と江陵中の学校統合に際して、次年度以降の江部乙地区CSの体制(単独・統合)については、江部乙校区CSの判断・意見を尊重する」としていた。

※(2) 【報告】令和4年度江陵中学校区CSの体制について

11月9日、江部乙校区のCS会合が開催され、令和4年4月より、江部乙中の統合に伴い、江部乙小が江陵中学校区CSに加わることを協議した結果、異論はなかったと市教委から報告があった。

- (3) 【確認】3 ※(2)を踏まえた規則・会則の一部改正・変更の手続きについて

本会において、下記※①CSの体制、及び②令和4年度以降構成人数(暫定措置)案について承認後、③市教委によるCS運営マニュアル手続きを経て新年度体制確定

① 江陵中学校区CSの体制について(第2回CS資料(私案)P-2の3参照)

3, 学校運営協議会会則の一部変更(案)⇒第1条に滝川市立江部乙小学校を付加する。(別記1)

現 行 会 則	一 部 変 更 (案)	理 由・説 明
第1条(名称)本会則は、・・(中略)滝川市教育委員会が学校運営協議会を設置する学校として指定した、滝川市立江陵中学校、滝川市立滝川第一小学校及び滝川市立滝川第二小学校に共同で設置され、名称を江陵中学校区学校運営協議会(江陵CS)とする。	第1条(名称)本会則は、・・(中略)滝川市教育委員会が学校運営協議会を設置する学校として指定した、滝川市立江陵中学校、滝川市立滝川第一小学校及び滝川市立滝川第二小学校、滝川市立江部乙小学校に共同で設置され、名称を江陵中学校区学校運営協議会(江陵CS)とするに変更する。	学校統合による措置 ・江部乙校区学校運営協議会(江部乙CS)を発展的に解消し、江部乙小には、新たに江陵CSに加わっていただく。

- ② 令和4年度以降構成人数（暫定措置）案について→規則の一部改正に伴う措置
（現委員の任期は令和5年3月で満了）

ア、現行（令和3年度まで）

CS 校区	江陵			江部乙	
学校名	江陵中	第一小	第二小	江部乙中	江部乙小
役員数	5	5	5	5	5
合計	15			10	

イ、令和4年度（暫定措置）案

※旧江部乙中の5名の委員は、統合間もないことから諸課題の対応等で任期満了までお願いしたい。

CS 校区	江陵				
学校名	江陵中	第一小	第二小	江部乙中	江部乙小
役員数	5	5	5	5	5
合計	25				

ウ、〔例〕令和5年度以降

事務局は活動状況等を判断し、令和4年度中にCS委員の適正数を検討し、新委員の選出・推進に努める。

CS 校区	江陵			
学校名	江陵中	第一小	第二小	江部乙小
役員数				
合計				

- ③ 市教委事務局：滝川市CS運営マニュアルの一部変更（CS委員の委任数等）
（第2回CS資料「令和4年度 市立江部乙中学校・江陵中学校統合に伴う両中学校区学校運営協議会（CS）の課題の整備と今後の対応について（私案）」P-3の5参照）

5. 推進上の留意事項（整備・配慮すべき事項） (1) 市教委CS事務局の役割 ①市教委CS事務局は、各校区事務局並びに江部乙・江陵中両校区学校運営協議会へ統合に伴う運営協議会の整備と対応等について説明・協議を行い、今後の方向について理解を得る。とりわけ、江部乙校区の意向を令和3年度の各校区学校運営協議会の初会合前に把握する。 ②滝川市CS運営マニュアル（H31年2月市教委発行）の一部変更を行う等必要な手続きを推進する。具体的には、マニュアル9ページの（1）設置単位の④江部乙中・小記載を変更し、江部乙小を①の江陵中校区に加える。（別記2） ③また、令和3年5月から令和5年3月までの学校運営協議会委員の委任数は、旧江部乙中の委員数を加味して、現行の15名以内（規則第8条）を25名以内に改正する（暫定措置）。具体的には、下記（3）に照らし必要な手続きを行う。 (2) 江陵中校区事務局（江陵中）は、統合に関わる必要な手続きを行うとともに、4校体制の新たに活動を推進する。その際、学校運営協議会委員の2年任期と各学校PTA役員の改選期等を考慮する。 (3) 学校運営協議会委員数は、25名以内とする（改正規則第8条）。委任数は、会則第3条（若干名）に基づき、江陵中学校10名、第一小学校5名、第二小学校5名、江部乙小学校5名でいかがか検討願いたい。（各校事務局は除く）したがって、会則の変更は必要が無い。（報償費は確保されている。） なお、委員数については令和4年4月統合後の落ち着いた時期に、本会の活動状況等を判断し適正数を協議・検討するとともに、令和5年度以降の新体制に備える。 (4) また、会運営の円滑な推進を図るため、3部会構成（会則第4条）を継続し、校内事務局についても、規則（第19条）及び会則（第5条）に基づき引き続き設置する。

- 4 江陵中 CS・江部乙中 CS「PTA 役員合同交流会（仮）」について
実施については新型コロナウイルス感染症の推移を見て検討

5 その他

6 次回会議について（事務局）

第4回江陵中校区 学校運営協議会（全体会）の開催時期については、事務局で協議し、連絡する。（2月下旬開催を予定）

7 部会協議（各部）

（1）経過について

（2）今後の活動予定について

- * 部会終了後、部会ごとに解散。
- * 部会の協議内容については、各部会所属の教頭がまとめ、江陵中 櫻井まで報告してください。